

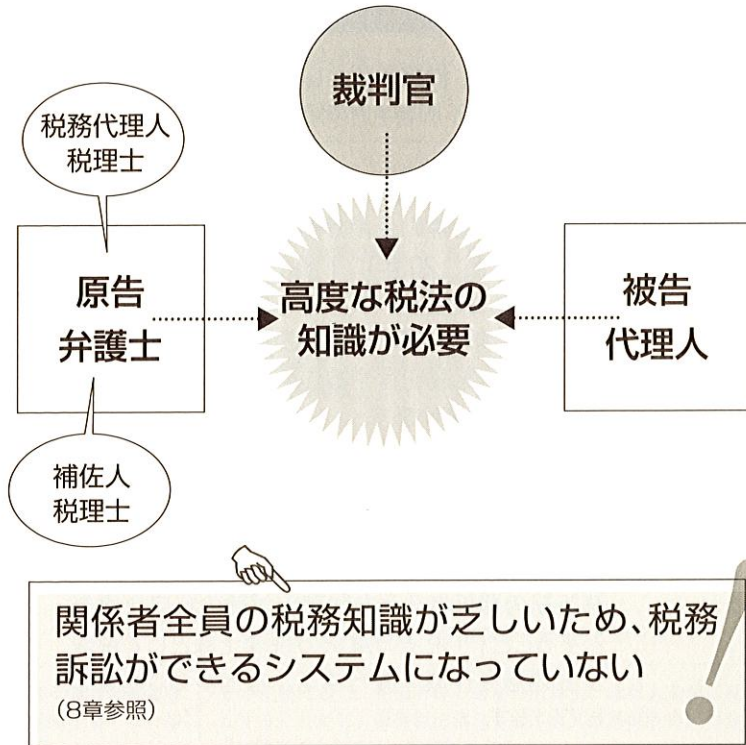
(1)現在の税務訴訟制度は放置できない

71 「税務訴訟制度」が壊れている

POINT

- ▶①代理人の税務知識が陳腐化し税法の解釈に誤りがあった。
- ▶②裁判官は判断能力がなく代理人の主張を丸呑みにしている。
- ▶③関係者全員の税務知識が乏しく税務訴訟制度が壊れている。

税務訴訟の関係者



■事実認定の軽視

本件では、被告も代理人も、また、裁判官も、土地・建物の賃貸借契約が、売買契約の締結後も継続していることが、ほとんど無視された状態でした。

土地売買契約が優先され、所有権移転の日を契約日として断定したため、賃貸借契約との矛盾が生じてしまいました。

この矛盾は、所有権移転の日を契約日としたため生じたもので、所有権移転の日を引渡日とすれば、賃貸借契約が終了後、所有権が移転したことになり、事実と一致します。

■税務知識の不足

- ① 本件の被告・代理人は、必ずしも、税法の専門家とは言えませんでした。代理人の税務知識が陳腐化しており、さらに税法解釈が大きく誤っていました。
- ② 本件の裁判官も税務知識がほとんどゼロではなかったのか？と疑われます。裁判官に税務知識がないために、裁判官に審判する判断能力がなく、官僚の特性として、被告・代理人の主張を丸呑みした構図が見えます。問題は被告・代理人の主張が誤っており、恥さらしにも、不当な判決を書いています。
- ③ 弁護士先生には税務知識がなくても、申告当初から税理士がついており、全面的にバックアップしますから問題は生じません。

■税務訴訟制度が壊れている

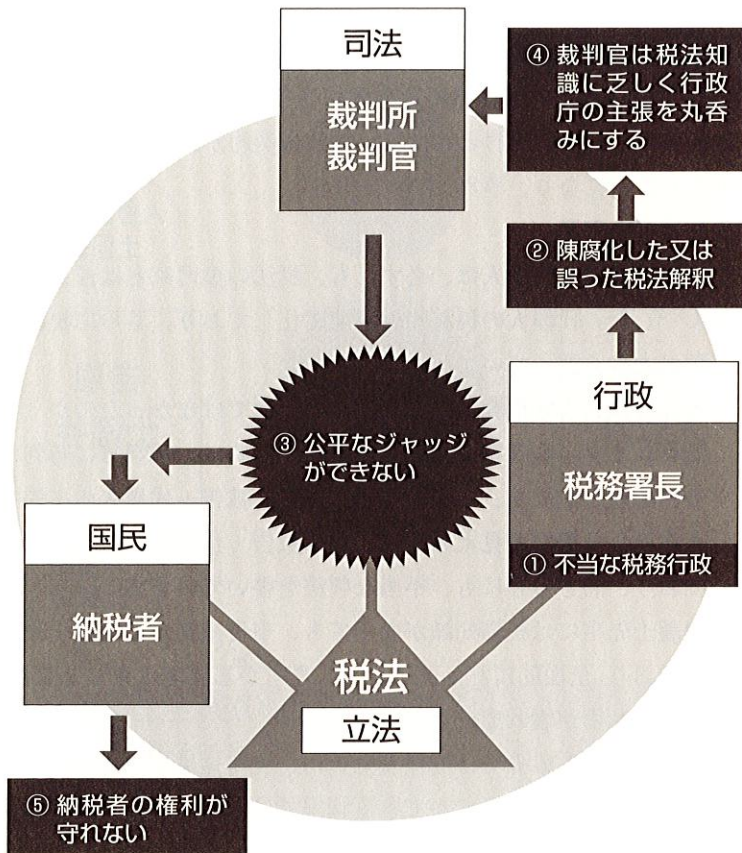
以上のとおり、本件では関係者全員に、税務知識が不足していました。これでは、税務訴訟ができる状況ではありません。現在の税務訴訟制度は壊れています。一刻も早い修復が必要です。



72 納税者の権利が守れない

POINT

- ▶ ①税務職員の税法解釈の誤りにより不当な税務行政が行われた。
- ▶ ②裁判官は代理人の誤った主張を丸呑みし不当な判決をした。
- ▶ ③権利の侵害に対し裁判が機能せず納税者の権利が守れない。



左の図表の番号順に解説します。

■①税務署の不当な税務行政

調査官の税務知識が乏しく、正しい税務行政が行われていません。しかし、今後とも、この税務調査の段階で、徹底的に議論をするべきです。現在は訴訟をしても、システムが壊れており、納税者の勝率が10%しかないとすれば、訴訟は提起せず、調査の段階で、勝負した方が賢明です。これは今回の最大の教訓です。

■②被告・代理人の陳腐化し誤った解釈

納税者は、課税当局の代理人は税務の専門家と思っているに違いありません。しかし実際は、国税局の職員が様々な部署を転動しながら、短期間だけ訴訟を担当しています。彼等は、職員になり立てに勉強した知識により主張をしますが、それは陳腐化しており、しかも解釈を誤っています。税法のプロとは言えません。

■③裁判官はジャッジできない

裁判官は税務知識がありませんから、どちらの主張が正しいのか判断能力がないため、官僚の主張が正しいと信じ込んでいます。

■④裁判官は代理人の主張を丸呑み

裁判官は、内容が分からないまま、被告の代理人の主張を丸呑みします。そのため、実は代理人の主張は重要な役割を担っているのですが、内容がデタラメなため、不当判決になります。

■⑤納税者の権利が守れない

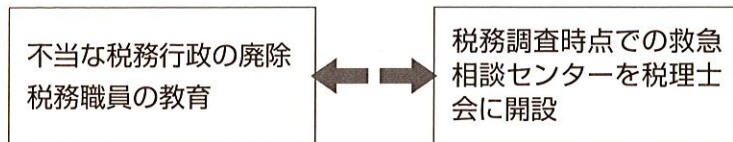
被害者は納税者です。税務署の権利の侵害に対して、その救済を裁判所に求めても、誤った課税当局の主張を丸呑みにして、判決をされたのでは、納税者は救済されません。

73 「税務訴訟制度」の改革が急務

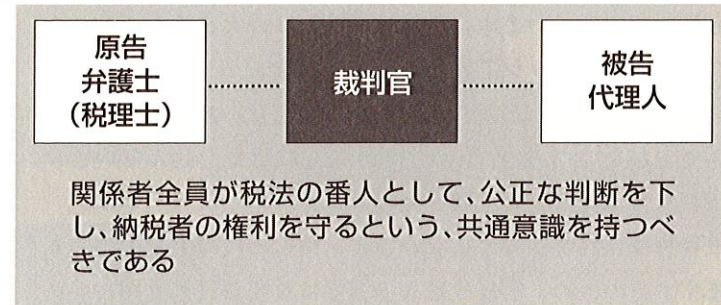
POINT

- ▶①税務訴訟の納税者の勝訴率は1割で余りにも不自然である。
- ▶②裁判官と課税当局がもたれ合った官僚支配の構図が見える。
- ▶③納税者の権利を守るために税務訴訟制度の改革が急務である。

紛争予防



税務訴訟の関係者



司法の構造は、権利の侵害に対し、その救済を裁判所に求める仕組みであり、国民の権利を守る最後のトリデである



■税務訴訟制度が壊れている

税務訴訟による納税者側の全面勝訴に一部勝訴も加えた勝訴率は、平成11年度6.1%、平成12年度5.6%、平成13年度8.2%、平成14年度9.6%、平成15年度11.2%、平成16年度11.9%、平成17年度9.3%、平成18年度17.9%、平成19年度14.2%、平成20年度10.7%、となっています。10年間を平均しますと10.4%、前半の5年間の平均は8.1%、後半の5年間の平均は12.8%ですから、前半と後半とでは約5ポイント勝訴率が良くなっています。

本来、税務の解釈を巡って納税者と課税当局が争って、税法のプロである税理士がついている納税者が50%勝ち、課税当局が50%勝つのが普通でしょう。

しかし、納税者が10%勝ち、課税当局が90%勝つことがあるのでしょうか。これは不自然だと思いませんか？

これは、税務訴訟制度が壊れている証拠です。72項で述べたとおり、裁判官と課税当局がもたれ合った官僚支配そのものの構図により、納税者の権利が守られていないのです。

■税務訴訟制度の改革

左の上は、紛争の予防で、税務職員の税法の再教育が必要です。

左の下について、税務訴訟は税法の解釈を巡る争いですから、一般の民事訴訟や刑事訴訟のように、勝った、負けたの勝負ではありません。税法により「納税者の権利を守る」ことが目的です。

つまり、税務訴訟の本質は「税務訴訟の関係者全員が、税法の番人として、税法の公正な解釈により、納税者の権利を守る」という共通の目的のために、裁判所で議論をすることです。

74 「税務訴訟制度」改革の実現(本書の目的①)

POINT

- ▶①本書の目的は税務訴訟制度の改革を提案し推進をすること。
- ▶②裁判官の判決の妥当性を審査する機関の創設が必要。
- ▶③税法の中立公正な解釈として「税理士会通達」の作成を提案。

「税務訴訟制度」 改革の行動計画	内容
1 税務訴訟の実態を 国民に周知させる Report	税理士が中心となってマスコミを動員し、 社会的運動に高める
2 「税務訴訟制度」の 改革運動の推進 Reform (75~78項参照)	税務訴訟理念の確立 裁判員制度の導入 税理士を裁判官、代理人に任命する 関係者は科目合格者とする
3 判決の審査機関の 創設 (79項参照)	判決内容の妥当性を審査する 裁判官をチェックする 税理士会が受託しても良い
4 税理士会通達の 編集発行 (80項参照)	税法解釈について、税理士会としての基準 をまとめる
5 訴訟支援センター の創設	税理士会の中に支援センターを設置する
6 救急相談センター の創設 (73項参照)	税務調査時に、緊急に相談できる窓口を開 設する



■「本書の目的①」

ここまで、1つの税務訴訟のレポートを通して、「こんな裁判があつていいのーか」と驚く有様ですが、愚痴をこぼすために本書を出版したわけではありません。本書は税務訴訟制度のリフォームを提案し、国民の皆様と一緒に、改革運動を推進する目的で出版をしたものです。

左は改革の行動計画をまとめています。簡単にコメントします。

■「① Report」

これまでベールに包まれていた税務訴訟制度の実態（システムが壊れていて、納税者の権利が救済されていないこと）を、マスコミを通じて国民に周知させるべきです。

■「② Reform」

75項に税務訴訟理念の確立を、76項に裁判員制度の導入を、77項に税理士を裁判官・代理人に任命することを、78項に関係者は科目合格者とするをまとめています。これらを「たたき台」として提案をしていますが、皆様方の叡智を結集し、より良いものにして頂けたら幸いです。改革を実現しましょう。

■その他の改革の提案

③判決の審査機関の創設は79項に、④税理士会通達の編集・発行は80項に、それぞれまとめています。

⑤訴訟支援センターの創設は税理士会の中に、税務訴訟を支援する組織を作る提案です。

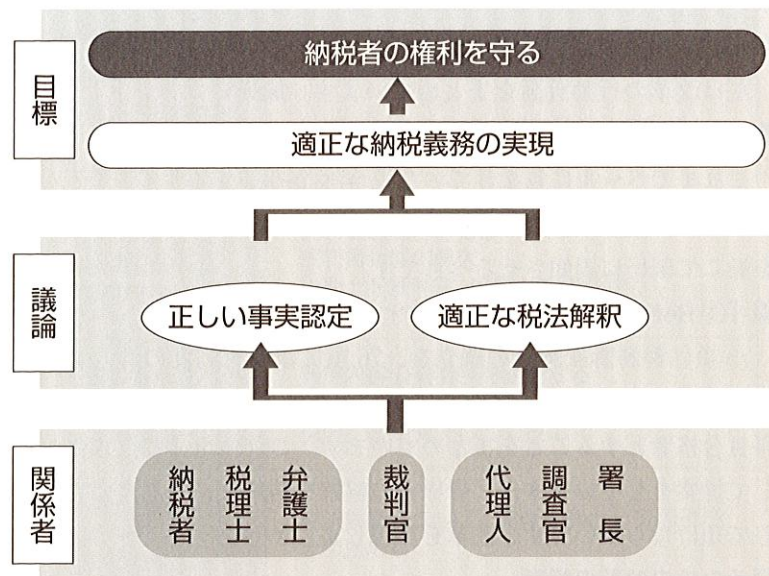
⑥救急相談センターの創設は、同じく税理士会の中に、税理士が税務調査時に緊急に相談する窓口を創設する提案です。



75 税務訴訟「理念」の確立

POINT

- ▶①事実に対し適正な解釈により税法を適用すれば答えは一つ。
- ▶②税務訴訟は適正な「事実認定」と「税法解釈」を求めるもの。
- ▶③目的は適正な納税義務の実現により納税者の権利を守ること。



税務訴訟の統一理念

関係者は納税者の権利を守り、適正な納税義務を実現するため、正しい事実認定と適正な税法解釈について議論するものとする

■適正な納税義務の実現

税法に取り決めのないものは、納税義務がないわけですから、「税法は納税者のためにある」と考えられます。税法が適正に解釈され適用されれば、適正な納税義務が実現し、納税者の権利を守ることになります。

「正しい事実認定」と「適正な税法解釈」をする限り、課税所得の計算を、納税者自身が計算しても、税理士が計算しても、税務職員が計算しても、誰が計算しても同じ結果がでます。

したがって、この点から、納税者・税理士と課税当局は、争いが生じることはありません。

■争いが生じる原因

事実認定のしかたが(A・B・C)と三種類、税法の解釈のしかたが(X・Y・Z)と三種類あった場合、正しい事実認定をAとし、適正な税法解釈をXとしますと、正解はAXとなります。

ところが、納税者・税理士と課税当局に意見の相違があり、B・CやY・Zを主張するため、争いが生じます。

■税務訴訟の統一理念

本件の被告の代理人は、税務署長が行った誤った税務行政を、がむしゃらに擁護しているだけでした。これは間違いです。

税務訴訟では、勝ち負けの論理ではなく、原告も被告も裁判官も関係者全員が「正しい事実認定のA」と「適正な税法解釈のX」を求めて、同じ方向に向かって議論することになります。

そこで、税務訴訟に対する関係者全員の統一的な理念として、左の下のようにならべてみました。

**76** 裁判員制度を直ちに導入すべきである

POINT

- ▶①税法の解釈は社会通念・常識によって行うものである。
- ▶②国民から選ばれた裁判員は常識により税法を解釈すれば良い。
- ▶③税務訴訟に裁判員制度を導入し国民の意見を反映させるべき。

税法の解釈は法の根幹にある社会通念、常識によって行なう。

(「税理士の職務と責任」松沢 智 著 P59)



国民から選ばれた裁判員は、税法を常識により判断すれば良いので、十分にその任務が果たせる。



課税当局の主張のみに耳を傾ける裁判官より、裁判員である国民(納税者)の意見を重視するほうが、納税者の権利が守られ、適正である。

■裁判員に過重な負担

「裁判員に究極の負担」との見出しが新聞を賑わしています。殺人事件で死刑が求刑され、裁判員が戸惑っている様子が書かれています。プロでも迷う「死」と「生」の境界線の判断を迫られて、裁判員の負担の重さを指摘する声が報じられています。このような刑事事件に、裁判員を巻き込むのは止めるべきです。

■税法の解釈

税法は「納税者の権利を守る」ためにあります。それにしても、所得税法にしても、裁判官が読めないのですから、国民が簡単に読めるものではありません。これは国民(納税者)のための税法ではなく、全面書き直しが必要です。K税理士は税法の書き直しを、高等学校の国語の先生にお願いすれば良いと考えています。

いずれにしても、税法はシンプルにしなければなりません。税法の解釈は社会通念、常識により行うものです。

■裁判員制度の導入を急げ

そこで、税務訴訟に裁判員制度を緊急に導入することを提案します。それは、左の中程に、示しているとおり、国民から選ばれた裁判員は税法を常識により判断すれば良いので、税法の解釈が可能ですから、十分に裁判員の任務が果たせるからです。

逆に裁判員に解釈できないような条文は定めるべきではありませんから、条文の方を改正するべきです。

裁判員制度の導入のメリットは、課税当局の主張のみに耳を傾ける裁判官より、裁判員である国民(納税者)の意見を重視する方が、納税者の権利が守られ適正となるからです。

77 税理士を裁判官・代理人に任命する

POINT

- ▶ ①裁判官も代理人も税務知識が乏しいことが判明した。
- ▶ ②関係者の税務知識が不足していれば税務訴訟は続行できない。
- ▶ ③緊急措置として裁判官や代理人に税理士を任命すること。

裁判官も被告の代理人も、税務知識が乏しいと思われる。



税理士は常に独立した公正な立場で税法を解釈する使命がある。



取急ぎ裁判官や代理人の税務知識の補強が必要であるから、裁判官のうち1名と代理人のうち1名を民間から税理士を任命する道は開けないか。



■裁判官・代理人の税務知識

本件では、被告の代理人が土地の譲渡を契約日にした以上、建物の譲渡も同一に契約日でなければならないと、税法上に規定のない論理を展開しています。建物は契約日に売却していないので、契約日に譲渡所得が発生する訳がありません。建物の移転補償金は建物を解体した時に、対価補償金とみなされ、譲渡所得になるものです。建物の解体は平成16年の施工ですから、平成16年の申告が正当です。これはほんの一例ですが、これまで述べたように、何一つまともな論理は見当たりません。被告の代理人は、これほど税務知識が乏しいのです。

さらに裁判官は、この被告の代理人の主張を丸呑みしても、何も違和感がないほど、税務知識がなく、判断能力がありません。

■緊急措置を取る

税務訴訟の関係者に税務知識が不足していることが判明した以上、このまま税務訴訟を続行することは、納税者に対する権利の侵害が救済されず、放置することは許されません。

緊急措置として、特別法を制定して、裁判官のうち一人、被告の代理人に一人、税理士を任命することを提案します。直接の任命が無理だとすれば、裁判官の補助者、代理人の補助者に、税理士を任命できないでしょうか。

■何故、税理士なのか

税理士の説明は81項から84項にしていますが、現在の日本の国では、税法の専門家は税理士しかいないのです。法曹の資格者も税法が解釈できないことは既に述べたとおりです。

78 裁判官・代理人・弁護士は科目合格者とする

POINT

- ▶①長期的には税務訴訟関係者を税理士の科目合格者とする。
- ▶②裁判官・代理人・弁護士に税理士試験を受験させる。
- ▶③税理士試験合格者を法務省・財務省の特別職として採用する。

裁判官、被告の代理人、弁護士の関係者全員に、高度な税務知識が必要である。



税務訴訟に係わる関係者は、その税務訴訟の税目について、税理士試験の科目に合格した者とすべきである。



納税者の権利を守るためには、守るべき最低限の要件である。



■長期的な解決策

前項の77項では、税理士を裁判官や被告の代理人に任命する緊急措置を提案しましたが、これはあくまでも、短期的な対策です。

長期的なスパンの対策としましては、税務訴訟を担当する関係者全員を税理士試験の科目合格者にすることです。

この方法としては、①裁判官、被告の代理人、弁護士に税理士試験を受験させる方法。②税理士試験合格者を法務省、財務省の特別職として採用し、裁判官や代理人、補助者として、使う方法の2つが考えられます。

■科目合格者とする理由

左に示すとおりです。裁判官、被告の代理人、弁護士の税務訴訟関係者全員に高度な税務知識が必要です。

対策としては、その税務訴訟の税法科目について、例えば、本件であれば所得税法になりますが、税理士試験の科目合格者に担当してもらうことです(82項参照)。これくらい襟を正して税務訴訟に臨んでもらいたいものです。

■納税者の立場から考える

この提案には、資格者の職域を守るため、猛烈な反対があると予想されます。それは、裁判官の仲間、被告の代理人の仲間、弁護士の仲間の話であって、左の下のように、国民(納税者)の視点からの発想ではありません。

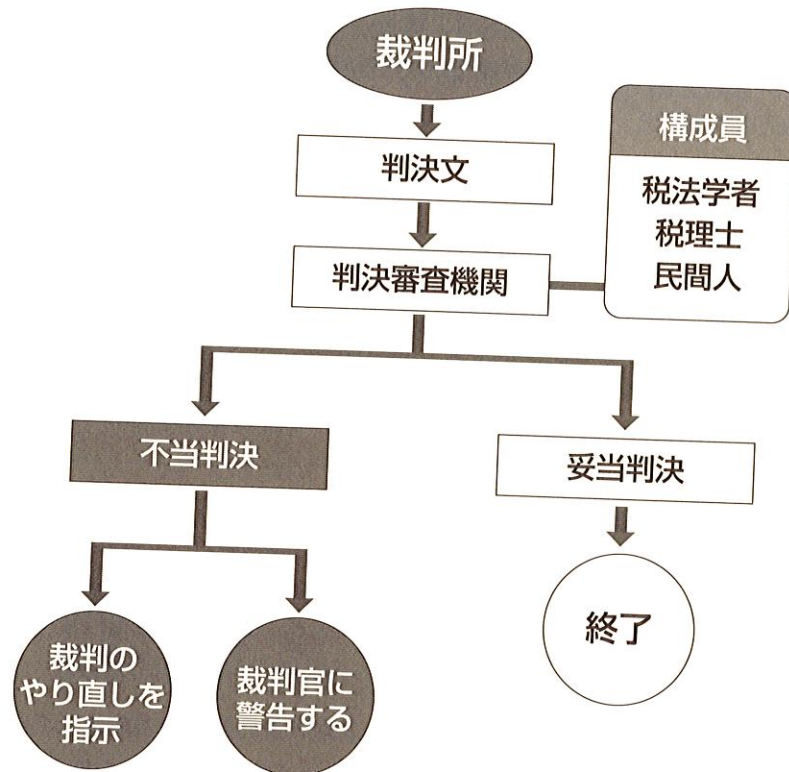
国民(納税者)の立場からは、税法を知らない関係者が集まって、税務訴訟をしても救済されない訳ですから「納税者の権利を守るため」の最低限の要件として、法的な規制を設けるべきです。



79 判決の審査機関を創設する

POINT

- ▶①納税者は不当判決に耐えるだけというのは前近代的である。
- ▶②裁判官は間違っただけでも書きさえすれば職務が終わるのか。
- ▶③判決の審査機関を創設し判決の妥当性を審査すべきである。



■納税者の立場

不当な税務行政による権利の侵害に対して、納税者がその救済を求めて訴訟を提起したものの、本件のように不当な判決によって、何らの救済もされない場合があります。このとき「納税者はただ歯を食いしばって我慢する」だけというのは、現代社会にあっては許されないことです。

■裁判官の職務

本件の判決は何一つまともな理由はありませんでした。しかも判決の内容は被告の代理人が主張したもので、裁判官はそれを丸呑みし写しただけのものです。

これで裁判官は何らのお咎めもないとすれば、裁判官としては、言いたい放題で判決を書きさえすれば、それが正しかろうが、間違っていようが、一件落着となってしまいます。こんな気楽な商売があつていいのでしょうか。

■審査機関の創設

審査機関は税法学者、税理士、民間人によって構成し、裁判官の全ての判決の妥当性について審査をする機関とします。

判決を審査し妥当なものであれば終了します。不当な判決の場合には、裁判のやり直しの道を開くとか、裁判官への警告をするとかの権限があれば良いと考えます。

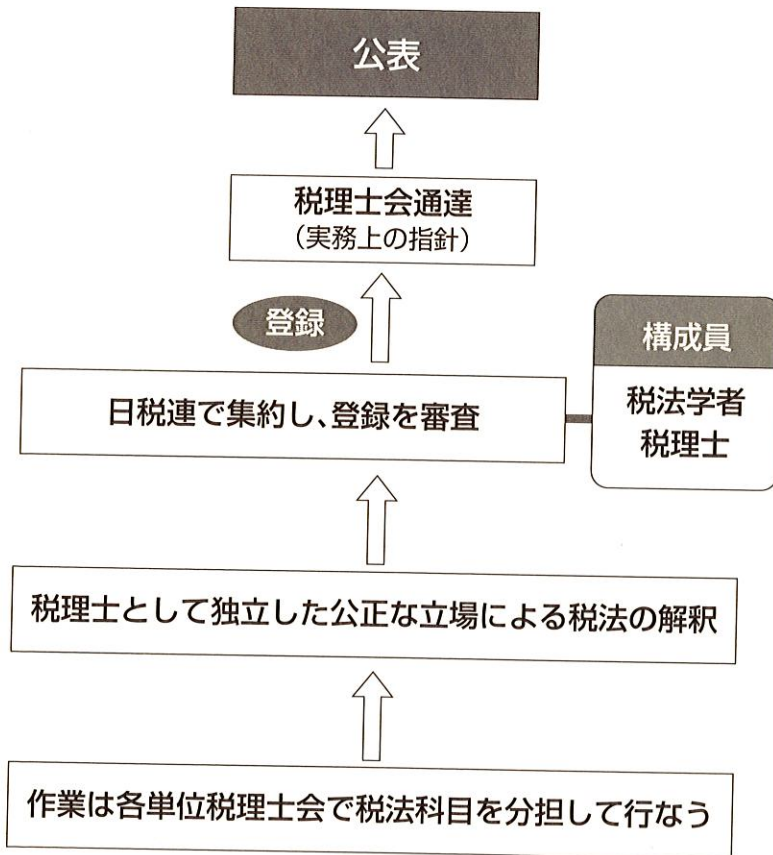
例えば、二審が終わった段階で、この審査機関が不当と判断した判決には意見書を付けて最高裁判所に送り、最高裁判所が適正な判断をしてくれば、納税者の権利は救済されますが、最高裁判所に高度な税務知識がある裁判官が必要になります。



80 「税理士会通達」を編集・公表する

POINT

- ▶①納税者や税理士が実務上の指針となる税法解釈が必要である。
- ▶②税理士は独立した公正な立場で税法を解釈する使命がある。
- ▶③「税理士会通達」には税理士の解釈を日税連で審査して登録。



■ 現行の課税当局の通達

現行の通達は課税当局内部の実務処理を統一するためのもので、これは納税者が従う必要のないものです。

ところが、課税当局とのトラブルを避けるためには、現行通達に従った実務処理をしておけば、事なきを得ます。

■ 「税理士会通達」が必要

しかし、このような実務処理は、無批判に課税当局の解釈に従うことになり、独立した公正な立場により税法を解釈する税理士の使命に反する行動となります。

そこで、税理士の使命にそって、独立した公正な立場により税法を解釈し、これを「税理士会通達」として編集・公表することを提案しています (74 項参照)。

「税理士会通達」は納税者や税理士が実務処理をするときの、税法の解釈の指針となるものです。この解釈が「税法解釈の王道」となるもので、やがて実務上も裁判上も「税理士会通達」によって処理されるようになるでしょう。

■ 「税理士会通達」の編集作業

例えば、税目を各単位税理士会に割当て、税法の解釈作業をし、それを日本税理士会連合会で集約します。通達として登録する場合には、税法学者・税理士による審査を行い登録します。

ただ、「税理士会通達」には一気に全部を登録しないでも、緊急を要するもの、解釈が混乱して実務上影響が大きいものを、部分的に編集して登録することも考えられます。

税理士会が行う社会貢献事業としては是非実現したいものです。

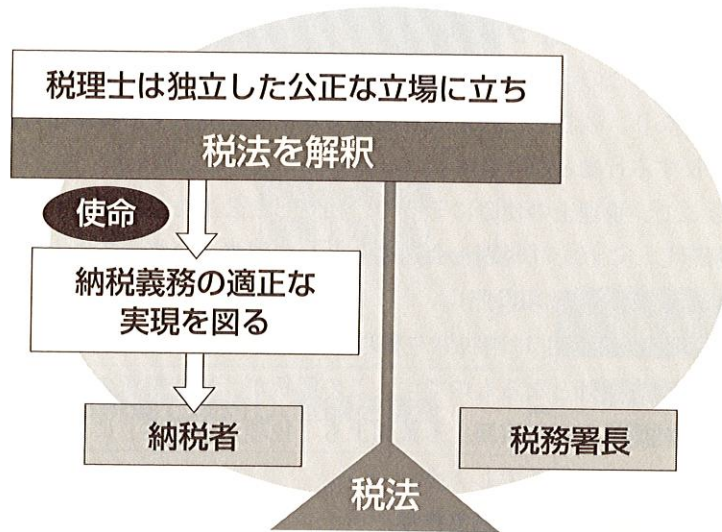


(3) 税理士の使命と税理士の資格

81 崇高な税理士の使命

POINT

- ▶①税理士法では税理士に崇高な使命が定められている。
- ▶②税理士は納税義務の適正な実現を図ることを使命としている。
- ▶③税理士は独立した公正な立場に立って税法を解釈すること。



税理士法第1条 (税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

■税理士法第1条の意味

税理士の使命を定めた税理士法第1条は左下のとおりです。これが一つの文章ですから、長すぎて分かり難くなっています。

そこで、最小限の使命を抽出しますと「税理士は、(納税義務者の) 納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」ということになります。以下、松沢智先生の「税理士の職務と責任」(中央経済社) 56 ページから、税理士法の解説を抜粋します。

「税務に関する専門家として」とは、税理士が独占業務の主宰者として、(納税義務者の) 納税義務の実現を図る職務内容を意味し、「独立した公正な立場において」とは、(納税義務者の) 納税義務の実現を図るための税理士の地位を明らかにし、「申告納税制度の理念にそって」とは、(納税義務者の) 納税義務の実現を図るための目的を意味し、「納税義務者の信頼にこたえる」とは、(納税義務者の) 納税義務の実現を図るための責務ないし心構えを意味します。そして、「納税義務」も「租税に関する法令に規定された」ものに限って、それを適正に実現することです。これらの用語は、最後の「納税義務の適正な実現を図る」ための修飾語です。

■独立した公正な立場

税理士のスタンスの問題ですが、左の図解のとおり、税理士は「課税当局のみならず、依頼者からも間において」独立した公正な立場で税法を解釈し、仕事をしています。

この崇高な使命観から、税務訴訟について、税理士は裁判官や代理人にも適応するものと考えられます (77 項参照)。



82 税理士試験制度の内容

POINT

- ▶ ①税理士試験には科目別合格制度が採用され5科目で合格する。
- ▶ ②会計学に属する2科目と税法に属する3科目の合格が必要。
- ▶ ③試験科目の一部免除制度があり本試験への一本化が望まれる。

税理士試験科目 (税理士法6条)

会計学	簿記論 財務諸表論		2科目
	税法	①所得税法 ②法人税法	
③相続税法 ④消費税法 ⑤酒税法		} いずれか1科目	
⑥住民税 ⑦事業税			} いずれか1科目
	⑦固定資産税		

■税理士試験の受験方法

税理士試験は、いわゆる科目別合格制度を採用しているため、必ずしも一度の試験で全科目（5科目）を受験し、合格する必要はありません。受験した科目のうち1科目ごとに満点の60%以上の成績を得れば、その科目は合格となります。

また、合格した科目は、その後の試験で申請すれば、受験が免除されますから、5科目を何年かに分けて受験することができます。5科目に合格しますと、税理士となる資格を取得することになります。

■税理士試験の科目

税理士試験の試験科目は、税理士試験の目的に合致するようのものでなければなりません。左のように、会計学に属する科目2科目と税法に関する3科目との合計5科目と定められています。

■試験科目の一部免除等

税理士試験では、前述の一部科目を合格（科目合格者）した場合の他、一定の資格のある者（大学教授・会計士補）に対しては、その資格に基づき、また、一定の職業、事務に相当年数以上従事している者（官公署の事務に従事した者など）に対しては、その経験に基づき、税理士となるために必要な学識及び応用能力を十分有していると認められる場合には申請により、それぞれの専門分野に係る科目の試験が免除されます。他にも、大学院の修了者で修士の学位を取得した者にも、一部科目の免除制度があります。

以上の一部免除制度は将来的には縮小・廃止すべきでしょう。

83 税理士になれる資格者の種類

POINT

- ▶①税理士の資格者は試験合格者、弁護士・公認会計士である。
- ▶②1950(昭和25)年の第2次シャウプ勧告にルーツがある。
- ▶③税理士法制定時の弁護士・公認会計士に限定すべきであった。

次の者は税理士になれる資格を有する (税理士法3条)

- ①税理士試験に合格した者
- ②6条の5科目合格者及び7条8条の税理士試験免除者
- ③弁護士
- ④公認会計士

税理士法制定時のミスが現在まで続く

1950(昭和25)年に、「税務代理に関する専門家」として、「納税者の代理をするのに役立ち得る専門家には4つの種類がある。すなわち弁護士、公認会計士、税務代理士、計理士がこれである。」との第2次シャウプ勧告が行なわれた。

1951(昭和26)年に税理士制度の創設に際し、当時税理士業務を行っていた弁護士や公認会計士のみに限定的に税理士資格を与えるのが妥当であったが、制定時のミスで、シャウプ勧告に従い、弁護士、公認会計士が有資格者となった。



■税理士となれる資格者

次のものは、税理士となる資格を有すると定められています(税理士法3)。

- ① 税理士試験に合格した者
- ② 5科目合格者、税理士試験を免除された者
- ③ 弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む)
- ④ 公認会計士(公認会計士となる資格を有する者を含む)

■何故弁護士と公認会計士が入っているのか

歴史を振り返りますと、1950(昭和25)年に2回目に来日したシャウプ税制使節団は「納税者の代理をするのに役立ち得る専門家には四つの種類がある。すなわち、弁護士、公認会計士、税務代理士、計理士がこれである。」と、当時の関連する資格者を並べた第2次シャウプ勧告を行いました。

政府は、このシャウプ第2次勧告の内容をそのまま盛り込んだ「税理士法」案を国会に上程し、1951(昭和26)年6月15日に「税理士法」は公布され、施行されました。その結果、税理士の資格者に、弁護士と公認会計士が入ったのです。

■税理士法の創設時のミス

税理士法は、新しい資格制度の創設ですから、創設当時に既に税理士業務を行っていた資格者がある場合には、その資格者のみに限定して、税理士の資格を付与すべきものです。したがって、税理士業務を行っていた当時の弁護士や公認会計士のみに限定的に税理士の資格を与えるのが妥当なものでした。この点から、税理士法の創設時に大きなミスを犯しているのです。

84 納税者の権利を守るために

POINT

- ▶ ①税理士法制定から半世紀が経過し租税環境が激しく変化した。
- ▶ ②弁護士・公認会計士に無条件に税理士資格があるのは問題。
- ▶ ③弁護士・公認会計士に税法1科目の合格を義務付けるべき。

租税環境の変化

税理士法制定から、半世紀以上が経過し、租税環境が急激に高度化、複雑化した現在にあって、税の専門家と言えない弁護士、公認会計士に、税理士資格を無条件に認めることは、善良なる納税者に不測の損害を与える危険があり、納税者の権利擁護にはならない。



税理士の資格者は税理士試験合格者のみに一本化するのが理想

■租税環境が激しく変化している

税理士法の制定から半世紀が経過し、経済が急成長するとともに、税法が高度化し複雑化しています。特に、平成元年に消費税が導入されて、簿記や会計の知識だけでは正しい仕訳処理ができなくなりました。法人税法では連結納税制度やグループ税制が導入され、ますます税法が難解になっています。更に、税法が目まぐるしく改正され、プロの税理士でさえ、不安を覚えながら実務処理をしている有様です。このように激しく変化する租税環境の中で、税の専門家でない者が「租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ること」ができるとは思えません。

このように、1951（昭和26）年に比べ、租税環境が大きく変化した今、弁護士や公認会計士に税理士資格を無条件に認めることは、善良なる納税者に、不測の損害を与える危険があり、とても、納税者の権利の擁護にはなりません。

■資格者は試験合格者に一本化するのが理想

試験制度を採用している以上、税理士の資格者は、税理士試験合格者のみに限定するべきです。全員が税理士試験を受験し、合格した者が税理士となるのが機会均等・公平な取扱いです。

しかし、過去の実務経験を評価したり、隣接する他の資格者に科目免除をすることは、現在でも行われています。

そこで「弁護士と公認会計士は、税理士試験の税法科目の1科目（所得税法又は法人税法）の合格を義務付ける」との税理士法改正を提案します。

これは「納税者の権利を守るため」の最低限の条件です。

